

破産債権の届出

Q

破産債権者が破産手続に参加しようとするために
は、破産債権の届出が必要であるとされていますが、
どのように行えばよいのでしょうか。手形債権、別除権付
債権、条件付債権、金銭を目的としない債権についてはど
うでしょうか。

A

1 破産債権の届出とその方式

破産手続に参加するためには、破産債権届出期間内に届出をする必要があります。この破産債権届出期間は、裁判所が破産手続開始の決定と同時に定めますので、この期間に届けるのが原則です。

債権の届出事項は、法定されていますが、一般的には、裁判所より破産開始通知書とともに送られてくる債権届出用紙に記入することにより法定の要件を満たした届出書が完成します。これに破産債権に関する証拠書類の写し等を添付して届け出ます。

2 手形債権の届出

手形債権と原因債権とがある場合、通常の場合、そのいずれかを届け出ることができます。

このどちらを届け出るかによって、証拠資料と付帯請求が違ってくる場合があります。

また、原因債権の支払のために受け取った手形を既に割り引いてしまっていた場合、原因債権を届け出ることは可能ですが。しかし、

破産管財人は、手形と引き替えに支払うという理由で異議を述べることになります。

3 別除権付債権の届出

別除権者は、一般の破産債権の届出内容のほか、①別除権の目的である財産、②別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額を届け出る必要があります。

4 条件付債権の届出

条件付債権の場合、その破産債権者は、その破産債権額をもって、届出をすることができます(破103④)。ただし、相殺の処理、中間配当、最後配当において特別な取扱いがなされています。

5 金銭を目的としない債権

金銭を目的としない債権は、破産手続開始時における評価額を債権者自ら評価して、その額を破産債権として届け出ことになります。届け出られた債権は、債権調査期日ないし債権調査期間において、その評価の妥当性を含めて調査がなされます。

解 説

1 破産債権の届出とその必要性

破産債権は、原則として、破産手続によらなければ行使することができず(破100①)、この破産手続に参加するためには、破産債権届出期間内に届出をする必要があります(破111①)。

この破産債権届出期間は、裁判所が破産手続開始の決定と同時に定めます(破31①)。この期間は、破産手続開始の決定の日から2週間

以上4か月以下の範囲内で定められます。ただし、知れている債権者で日本国内に住所、居所、営業所または事務所がないものがある場合には、4週間以上4か月以下の範囲内で定められます(破規20①一)。

もっとも、財団が形成できず配当ができない、いわゆる異時廃止が見込まれる場合には、債権の届出と調査を行う実益を欠くことから、手続の無駄を省く必要があると考えられました。そこで、「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足することがあると認めるとき」は、破産手続開始と同時に債権届出期間等を定めないこともできると規定されています(破31②)。

債権者集会が開かれた場合の議決権を行使(破140)、あるいは、配当の受領(破193)など、破産手続に参加し、権利を行使するには破産債権の届出をし、確定することが必要です。

また、破産債権の届出には、消滅時効の中斷の効力があります(民147・152)。したがって、前記のように異時廃止が見込まれ、そのため、債権届出期間が定められない場合も、破産債権者が、時効中断のために、適宜の書式で、裁判所へ債権届出をすることを妨げません。これによって、債権者は時効の中斷の効果を発生させることができます。

2 届出の方式等

(1) 届出の事項

破産手続に参加しようとする破産債権者は、次に掲げる事項を届け出なければなりません(破111①・破規32①②)。

- ① 各破産債権の額および原因
- ② 優先的破産債権であるときは、その旨

- ③ 劣後の破産債権または約定劣後債権であるときは、その旨
- ④ 自己に対する配当額の合計額が最高裁判所規則で定める金額（1,000円）に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨（この旨の記載がないときは配当から除かれます（破201⑤））
- ⑤ 破産債権者および代理人の氏名または名称および住所
- ⑥ 日本国内における送達場所
- ⑦ 執行力ある債務名義または終局判決のある破産債権であるときは、その旨
- ⑧ 破産債権に関し破産手続開始当時訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名または名称および事件の表示

（2）債権届出用紙について

前記の各記載事項を記載する負担の軽減と債権調査の合理化を図るために、各裁判所においては、債権届出書の書式と届出に関する注意書を用意し、知れたる債権者に対し破産開始通知書とともに送付するのが通例です。この書式に従って、必要事項を記入すれば法定の要件を満たした届出書が完成します。

また、多数大規模事件、ゴルフ場の事件など特殊な案件については、破産管財人が裁判所と調整して特別な書式を作り、各債権者に配布することがあります。

（3）添付書類

届出書には、以下の書面を添付する必要があります（破規32④）。

- ① 破産債権に関する証拠書類の写し
- ② 破産債権が執行力ある債務名義または終局判決のあるものであるときは、その写し

③ 破産債権者が代理人をもって破産債権の届出をするときは、代理権を証する書面

(4) 届出先

破産債権の届出先は裁判所です(破111①)。ただし、東京地方裁判所においては、従来より、破産管財人を「書類受領事務担当者」と指定して破産管財人あてに提出させる運用を行ってきており、平成16年改正法下においても、同じ扱いをすることとなっています。この場合、「書類受領事務担当者」は、裁判所の補助者であって、届出による時効中断の効力は、破産管財人に届いた時点に生じます。

3 手形債権の届出

(1) 手形債権と原因債権

手形が売買等現実に成立した商取引に基づき振り出された場合、手形債権と原因債権(売買代金債権等)は原則として併存します。

つまり、特に「支払に代えて」振出されたものでない限り、言い換えれば、代金債権等を消滅させてその代わりに手形を振り出すという特別の合意のない限り、手形は「支払のために」振り出されたものとされ、手形債権と売買代金債権が併存します。

(2) 手形債権と原因債権がある場合の届出方法

そこで、手形債権と原因債権とがある場合、そのいずれかを届け出ることができます。

ただし、このどちらを届け出るかによって、証拠資料と付帯請求が違ってくる場合があります。

まず、証拠資料については、手形債権による届出の場合、手形の写しを添付すれば足ります。これに対して、原因債権による届出の場合は、例えば、売掛金の場合、請求書、売掛帳、納品書など契約

形態に応じた、債権発生原因の証拠資料の提出が必要です。このように、手形債権の方が証拠資料としては簡易ですが、その反面手形要件を欠いていますと、手形債権で届け出ても認められませんので、届出に当たっては慎重なチェックが必要です。

次に、付帯請求の点では、適法に支払呈示した手形の場合は年6パーセントの割合による法定利息の請求ができます。他方、売掛金等の場合は遅延損害金として約定利息または法定利息のどちらかを請求することになります。

(3) 手形を割り引いている場合の届出

原因債権の支払のために受け取った手形を既に割り引いてしまっていた場合、原因債権は、残存しているので、これを届け出ることは可能です。しかし、破産管財人は、手形と引き替えに支払うという理由で異議を述べることになります。その結果、破産債権者としては、債権調査期日ないし債権調査期間までに手形を買い戻してこなければ、届出は認められないことになります。

また、前記の場合、手形を割り引いた先が手形所持人として手形債権を届け出た場合には、その届出は無条件で認められ、同様に破産管財人は原因債権につき異議を述べることになります。

4 別除権付債権

(1) 別除権の意義と破産手続への参加の範囲

別除権とは、破産手続開始の時において破産財団に属する財産に対し特別の先取特権、質権または抵当権を有する者で、これらの権利の目的である財産に対して破産手続によらないで行使できる権利をいいます（破2⑨）。

別除権者は、この別除権の行使によって弁済を受けることができ

ない債権の額に限って破産債権者としてその権利を行使することができます（破108①）。

ただし、当該担保権によって担保される債権の全部または一部が破産手続後に担保されないことになった場合には、その債権の全部または一部の額について、破産債権者として権利を行使することができます（破108①ただし書）。

（2）別除権者の届出

別除権者は、一般の破産債権の届出内容のほか、①別除権の目的である財産②別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額を届け出る必要があります（破111②）。

5 条件付債権

（1）条件付債権と評価

条件付債権としては、法律行為の効力の発生を将来に不確実な事実の成否にからしめる付款のある停止条件付債権と、法律行為の効力の発生を将来の不確実な事実の成否にからしめる付款のある解除条件付債権があります。

破産手続開始の時に、破産債権がこのような条件付債権であった場合、その破産債権者は、その破産債権額をもって、届出することができます（破103④）。このように、破産法は、債権の金銭化の方法として、将来における条件成就の確実度を考慮することなく無条件の債権と同一に扱っています。

（2）条件付債権と相殺・配当

このように条件付債権は金銭化の方法として無条件債権と同一に取り扱っていますが、不安定な要素があります。そこで、破産法は、相殺・配当において特別な扱いをしています。

① まず、停止条件付債権は、いまだ債権は成立しておらず、かつ、成立の可能性も不安定なものです。そこで、一般債権者の利益を害するがないように、特別の配慮をしています。

すなわち、相殺に関しては、停止条件付債権者が、破産者に対する債務を弁済する場合には、後に相殺をするため、その債権額の限度において弁済額の寄託を請求することができます（寄託主義（破70））。

さらに、配当に関しては、破産管財人は停止条件付債権に対し直ちに配当することができず、中間配当においては配当額を寄託する必要があります（破214①四）。また、最後配当の除斥期間内に条件が成就して、破産債権を行使できるにいたっていなければならず（破198②）、この要件を満たさない場合には、中間配当の際、寄託された配当額と最後の配当として配当されるべき金額は、他の破産債権者に配当されます（破214③）。

② 次に、解除条件付債権の場合は、債権そのものは成立しているものの条件が成就すれば債権が消滅してしまうものなので、破産法はこの点も考慮しています。

まず、解除条件付債権を有する者が相殺をするときは、その相殺によって消滅する債務の額について、破産財団のために、担保を供しましたは寄託をしなければなりません（破69）。

さらに、解除条件付債権である破産債権は、相当の担保を供しなければ、中間配当を受けることができません（破212①）。破産管財人は、この担保が供されていない場合配当額を寄託することになります（破214）。

最後配当については、その除斥期間内に条件が成就しないときは、中間配当の際に供した担保は、その効力を失い（破212②）、相

殺の際に供した担保も同様に効力を失い、さらに相殺の際に寄託した金額は当該解除条件付債権破産債権者に支払われ（破201③）、最後配当を受けることができます。

他方、最後配当の除斥期間中に、解除条件が成就すれば、前記により提供された担保、寄託された金額あるいは最後配当で得べき金額は、すべてほかの破産債権者に配当されます。

6 金銭を目的としない債権

(1) 金銭を目的としない債権の例と評価

例えば、金銭を目的としない委任関係から生じる請求権、担保に供された物の上に抵当権を設定する権利、契約解除による目的物返還請求権等の金銭を目的としない債権（財産債権・取戻権・別除権となるものを除きます）のように、金銭の支払を目的としない債権は、破産手続開始の時における評価額をもって、破産債権の届出をなすことを要します（破103②一イ）。

これは、もともと、破産手続が、破産財団の換価によって得た金銭によって配当する手続であることから、このような評価が必要となります。

(2) 評価の仕方・基準

このような金銭を目的としない債権は、破産手続開始時における評価額を債権者自ら評価して、その額を破産債権として届け出ることになります。ただ、この評価も通常の価値を基準にすべきで、債権者の主觀的価値に基づくものではありません。

届け出られた債権は、債権調査期日ないし債権調査期間において、その評価の妥当性を含めて調査がなされます。

【関口 博】

参考法令等

破産法 2条、31条、69条、70条、
100条、103条、108条、111条、140
条、193条、198条、201条、212条、
214条

破産規則 20条、32条

民法 147条、152条

参考判例

○既存債権の支払のために振り出さ
れた手形が除権判決により無効と
なっても、除権判決前に上記手形
についての善意取得者の権利を剝
奪する効力を有するものではない
から、既存債権の支払を求めるに
当たっては、上記手形を交付する
ことを要するものと解するのが相
当である。

(東京地判平2・4・24金融商事862・27)

参考書式

事件番号 平成 年・第 号

破産者

破産管財人

届出期間 平成 年 月 日まで

集会日 平成 年 月 日午 時 分

破産債権届出書
作成日 平成 年 月 日

裁判所使用欄
No.
受領日

印は実印に限りませんが配当時まで使用できるものにして下さい。
届出書のコピーを手元に置いておくと問い合わせ等の際に便利です。

東京地方裁判所民事第20部 係

破産債権者の表示

住所 〒 —

通知場所 住所と同じ 異なる場合 〒 —

氏名又は法人名・代表者名 印

事務担当者名 電話 — — FAX — —

* 代理人名義で届け出る場合は、下欄も記入してください。(委任状添付必要)

住所 〒 —

代理人名 印 電話 — — FAX — —

届出破産債権の表示

* 記入欄が不足した場合は、適宜別紙(A4、形式自由)を使用してください。

(1) 届出破産債権(届け出る債権の□にチェックしてください。)

債権の種類	債権額(円)	債権の内容及び原因	証拠書類の例(必ずコピーを提出)
□売掛金		年月日から 年月日までの取引	請求書、納品書等
□貸付金		貸付日 年月日弁済期 年月日 利息年 % 遅延損害金 %	契約書、借用書等
□給料		年月日から 年月日までの就労分	給与明細書等
□退職金			不要
□解雇予告手当			不要
□手形・小切手債権		手形番号	手形、小切手(裏面 もコピーすること)
□その他(立替 金、求償金等)			
□租税			
□約定利息金		に対する年月日から 年月日まで年 %の割合	
□遅延損害金		に対する年月日から 破産手続開始前日まで年 %の割合	
合計			

(2) 別除権の種類及び訴訟の有無(担保権を有する破産債権者、訴訟等が係属している破産債権者のみ記入)

別除権の種類 (該当に○印)	抵当権(順位 番)・根抵当権(極度額 円、順位 番) 仮登記担保・その他()		
別除権の目的 不動産の表示		予定 不足額	円
破産債権につき係属する訴訟又は行政訴訟に係属する事件			

(3) 執行力ある債務名義または終局判決(□にチェックしてください。)
□ 有り(債権の種類:) 合計 通 (コピーを提出してください。) □ 無し

事件番号 平成 年(月)第 号 破産者
破産債権届出書（従業員以外の方用）

大阪地方裁判所第6民事部	係 御中	平成 年 月 日
住所又は本店所在地（〒 ー ー)		
届出債権者の氏名又は商号・代表者名		
印		
TEL : ー ー	FAX : ー ー	(担当者)
※ 代理人が届出をする場合には、以下の代理人の住所及び氏名等も記載してください。		
代理人の住所（〒 ー ー)		
代理人の氏名		
TEL : ー ー	FAX : ー ー	(担当者)
★ 配当額が1000円未満の場合も配当金を受領します。		

※ 振込費用は個別の配当金からは差し引かず、破産財団から支出されることになります。
届出債権の表示

(1) 手形・小切手債権

債権の種類	債権額(円)	手形番号	支払期日	支払場所	振出日	振出人	引受人	裏書人	別除権の有無

(2) その他の債権

債権の種類	債権額(円)	債権の内容及び原因	別除権の有無
売掛金		年 月 日から 年 月 日までの取引	
貸付金		①貸付日 年 月 日 ②弁済期 年 月 日 ③利息 年 % ④遅延損害金 年 %で貸し付けた残元金	
求償権			
将来の求償権			
約定利息金		元金 円に対する 年 月 日から 年 月 日まで年 %の割合	
遅延損害金		元金 円に対する 年 月 日から 破産手続開始決定日前日まで 年 %の割合	

※ 以下については、該当する事項がある場合のみ記載してください。

(3) 上記届出債権について、別除権（担保権）がある場合

担保権の種類（抵当権等）	目的物の表示	予定不足額
		円

(4) 上記届出債権について、本件破産事件以外に訴訟が係属している場合

訴訟が係属している裁判所	事件番号	当事者名
裁判所	平成 年()第 号	原告 被告

※ この届出書に書ききれないときは、別の紙(なるべくA4版)
に記載して、添付してください。

届出期間 H17/ / 債権調査期日 H17/ /

裁判所 受付番号
